

品川区地域防災計画の修正について

平成24年度の大規模修正以降、国や都の動向、区の防災対策の進捗に合わせて、毎年小規模な修正を行っている。平成28年度は、新たに設定した目黒川の氾濫や津波発生時の避難基準等について、防災会議で審議を行い、計画に反映させる。また、大規模修正から5年が経過するため、来年度、実施予定の大規模修正の方向性について、審議を行う。

1. 平成28年度修正項目について

(1) 避難勧告等の名称変更に伴う修正

国が、平成28年8月の岩手県岩泉町で発生した台風10号がもたらした水害を教訓とし、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にし、適切な避難行動が図られるよう名称を変更したため、計画に反映。

(変更前)	(変更後)
「避難準備情報」	⇒ 「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難勧告」	⇒ 変更なし
「避難指示」	⇒ 「避難指示（緊急）」

(2) 目黒川氾濫および津波発生時の避難基準等の策定に伴う修正

平成26年度の水防法の改正に伴い、目黒川の氾濫および津波発生時に対する避難基準および対象地域の内容を反映。

(3) しながわ中央公園拡張整備完了に伴う修正

平成29年1月29日に開園した、しながわ中央公園拡張部の防災機能についての内容を反映。

(防災機能)

災害対策備蓄倉庫、臨時ヘリポート、応急仮設住宅、遺体収容所等

(4) その他の軽微な修正

- ・ 区災害対策備蓄倉庫の追加
ゆたか教職員待機寮、東中みんなの広場、第一日野小学校跡地

2. 平成29年度修正の方向性について

《別紙資料》

- ・ 方向性1. 対策を「進める」。
- ・ 方向性2. 新たな視点を「加える」。
- ・ 方向性3. 職員、区民にとって、より使いやすい資料構成に「見直す」。

3. 修正案の審議・決定

災害対策基本法第16条および第42条の規定に基づき、以下のとおり防災会議を開催し、審議の上決定する。

<開催日時> 平成29年3月3日（金） 午前10時～

<構成委員> 区長（会長）、警察・消防機関、各地区町会連合会会长等

以上

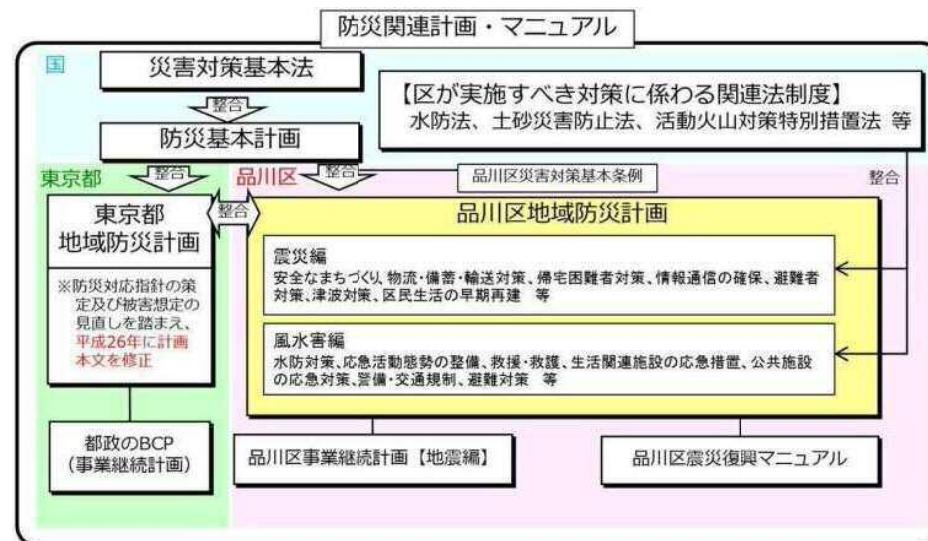
【地域防災計画】

地震や風水害などに備えて、区として策定するよう義務づけられた防災計画である。

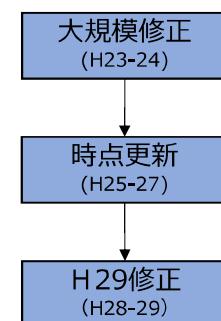
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条等の関連法制度に基づき、国の防災基本計画に沿って品川区防災会議として策定する。

1. 地域防災計画の位置付け

- 品川区地域防災計画とは、災害時における区及び防災関係機関の事務や業務を包含する、包括的かつ総合的な計画である。
- 区や都、防災関係機関の責任や役割を明確化するとともに、予防、応急、復旧・復興の各段階での施策を有機的に結合した計画である。
- また、災害対策における、恒久的な計画である。



2. 区地域防災計画の見直しの経過

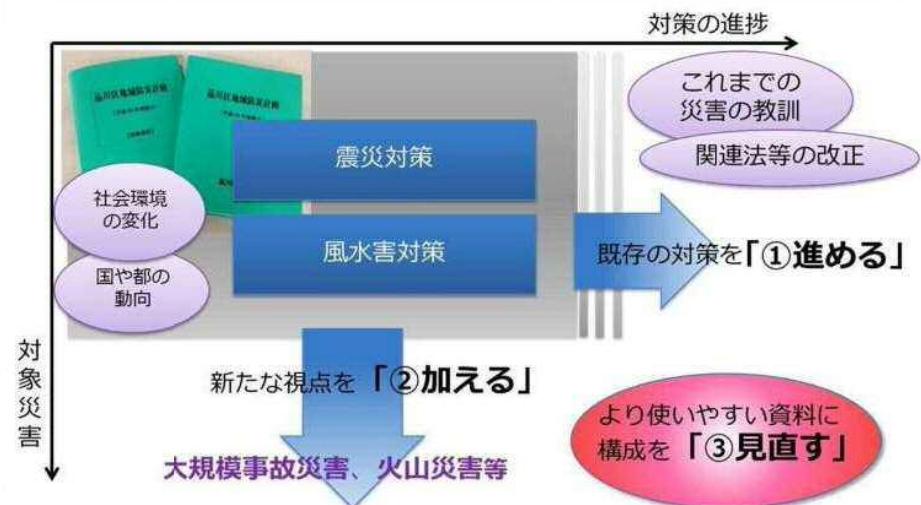


- 平成23年度から2か年かけて、基礎調査、専門部会などを立ち上げて課題を洗い出し、大幅な修正を実施（平成24年度末に策定）。
- 災害対策基本法をはじめ関連法の改正を踏まえた時点更新のほか、災害時業務マニュアルとの関連性、参考資料の時点更新を必要に応じて実施（～平成28年度）。
- 現在は、平成29年度の修正に向けた基礎調査を実施中。

3. 課題及び修正の方向性

品川区地域防災計画の修正の方向性（3つの方針）

- 課題①進める…平成28年度までに位置づけた各種の施策の進捗等を高める必要がある。
 課題②加える…大規模事故、火山災害などの新たな対策の視点を追加する必要がある。
 課題③見直す…職員や区民の目線で、より使いやすい資料構成に編集する必要がある。



方向性1. 対策を「進める」。

- 東日本大震災の検証結果や、熊本地震での新たな災害教訓を計画に活かす。
- 災害対策基本法をはじめ、関連法等の改正を踏まえた防災計画の総点検。

方向性2. 新たな視点を「加える」。

- 国や東京都、他の特別区の動向との整合を図り、網羅性を確保する。
- 社会環境の変化、これに伴う災害リスクの増大を見据え、大規模事故灾害、火山災害等を新たな災害種別として加える。

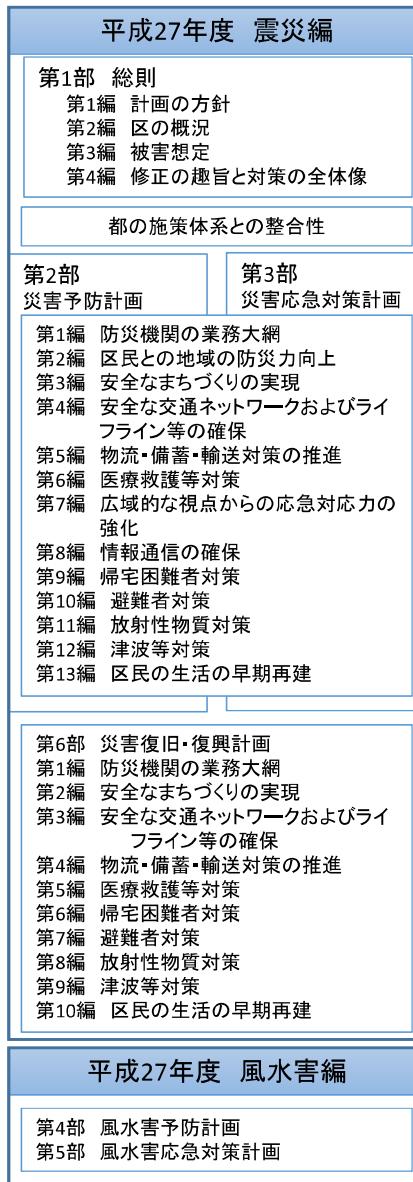
方向性3. 職員、区民にとって、より使いやすい資料構成に「見直す」。

- 施策別の対応時系列など、閲覧性、一覧性に配慮した目次構成とする。

4. 構成の見直し

新旧目次構成及び主な見直し点を以下に示す。

- ①計画全体に係わる内容について、総則編として独立
- ②震災編は、各部の中で「予防対策」、「応急・復旧対策」別に対策を整理
- ③新たな編として、その他（火山災害、大規模事故災害）を追加



5. 平成29年度の修正のポイント

ポイント1. 避難対応の考え方を見直す。

- ・在宅避難のほか、熊本地震にて顕在化した車中泊、ペット避難など多様化する避難に対し、対応の基本的な考え方を示す。
- ・避難生活者等への物資支援や配慮事項を、女性や子ども、要配慮者に配慮したものとする。

ポイント2. 受援体制を明確にする。

- ・熊本地震の検証を受けて、受援体制の構築を対策の一つとして総則編に位置づける。

ポイント3. 災害対策本部体制を見直す。

- ・平常時業務とのかい離が大きいなど、災害対策本部運営体制の事務所掌を平常時業務との関連性に留意し見直す。

ポイント4. 関係機関の対応時系列を位置づける。

- ・関係機関における災害対応時系列（タイムライン）を位置付ける。
- ・時系列での対策の流れ、取るべき対策と他機関の対策との関係をわかりやすくする。

ポイント5. 施策実施の時系列を分かりやすくする。

- ・対策別に予防、応急・復旧、復興の時系列となる構成に見直す（震災編）。
- ・施策の中での時間変化をわかりやすくする。

ポイント6. 新編（大規模事故、火山災害等）を位置づける。

- ・新たな災害種別として、大規模事故、火山災害等を追加する。
- ・最新の関連法改正動向との整合を図る。

ポイント7. 災害種別ごとに総則を位置づける。

- ・総則は、災害によらず共通的な事項を示した総則を新たに位置付ける。
- ・また、震災、風水害、その他災害の別に総則を位置づける。

ポイント8. 庁内の防災関連計画等との整合性を図る。

- ・災害時業務マニュアル（平成25～27年度にかけて作成）や、各課にて検討中の防災関連対策の計画への位置づけ、計画との整合性を図る。

6. 平成29年度修正のスケジュール案

4月～ 庁内および関係機関等への意見照会。素案の作成。

11月 防災会議 素案の審議。

12月 東京都への事前確認、パブリックコメントの実施。

3月 防災会議にて審議、決定後に公表。

※平成30年度印刷、府内・関係機関等へ配布。